

【開館30周年記念】令和3年度アーチェリー場利用認定会申込書

※1 ※印はプラザ利用証をお持ちの方は記入不要。一般利用の方は記入をお願いします。

※2 大会申請の方は、「希望認定」の距離と口大会申請に印をつけ、条件に合った記録を添付してください。

※3 下記「認定会申込者及びアーチェリー場利用者の皆様へ」を必ず一読し、同意の上で申し込みください。

ふりがな				年齢	認定会当日現在
氏名	(男・女)				歳
※住所	〒				
※連絡先	TEL:	E-mail:			
現在の認定	・なし ・5m ・10m ・18m ・30m ・50m ・70m ・認定切れ				
希望認定	・10m ・18m ・30m ・50m ・70m <input type="checkbox"/> 大会申請				
利用証番号	番号() 一般(利用券利用者)	認定番号		認定有効期限	年 月
使用弓具	リカーブ		コンパウンド	ベアボウ	

認定会申込者及びアーチェリー場利用者の皆様へ

当館アーチェリー場を利用する方は、安全に利用するために、下記の内容に同意したものとします。

- 1 全日本アーチェリー連盟の安全規程を遵守すること。
- 2 アーチェリーを行射するにあたり、使用方法によっては大変危険な飛び道具となりうることを理解し、事故防止と安全確保に努め、ルールを遵守し、危険と思われる行為は絶対にしないこと。
- 3 他者(対職員・対利用者)を尊重し、またアーチェリー場内においてふさわしくない行動(暴言や暴力、差別等)をしないこと。
- 4 アーチェリー場を利用するにあたり、プラザ職員から指示があった場合はその指示に従い、安全に利用すること。
- 5 日頃から健康状態について、自己管理を行い、プラザ利用についても自己で責任を持つこと。また、健康状態が芳しくない場合は、利用をしないこと。
- 6 使用弓具の保管責任・保安管理に努めるとともに、使用前後の点検確認を常時行い、自らの責任において弓具の管理をしなければならない。
- 7 的台(畳)から矢を外した場合は、その時点で行射を中止し、原因を究明すること。原因が判明するまで行射は控えること。行射再開後、再度矢を外した場合は、距離を短くすること。
- 8 矢の紛失については、アーチェリー場利用者全員で捜索し、どうしても見つからない場合は、やむをえず利用を再開するが、矢を紛失した方が利用を続ける場合には、行射距離を短くすること。
- 9 認定証が無い弓具は使用しないこと。
- 10 的外し等が頻繁に生じた場合、認定証有効期限内でも指導員の指示に従い再度認定会等を受けること。
- 11 新型コロナウイルス感染症防止対策に協力すること。

※上記内容を遵守できない場合は、認定証の失効やアーチェリー場の利用の中止又は禁止を命じる場合があります。

群馬県立ふれあいスポーツプラザ館長 あて

上記内容に同意し、認定会に申込いたします。

令和 年 月 日 氏名

本紙に記載されている個人情報、プラザ事業目的以外には使用致しません。

申込受付日:令和 年 月 日(受付者:)